

地方自治法第199条第9項及び第10項の規定により報告した定期監査（財務局、健康福祉局、中央病院）の結果報告に対して、西宮市長等から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和3年12月14日

西宮市監査委員	石原俊彦
西宮市監査委員	佐竹令次
西宮市監査委員	板戸史朗
西宮市監査委員	大川原成彦

付 記

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知日
財 務 局	令和3年6月11日	令和3年6月12日	令和3年11月24日
健 康 福 祉 局	令和3年6月11日	令和3年6月12日	令和3年11月19日
中 央 病 院	令和3年6月11日	令和3年6月12日	令和3年11月15日

措置の内容	別紙のとおり
-------	--------

西宮市監査委員	石 原	俊 彦	様
同	佐 竹	令 次	様
同	板 戸	史 朗	様
同	大 川 原	成 彦	様

西宮市病院事業管理者 南 都 伸 介

監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり通知します。

- | | | |
|---|----------|-------------------------|
| 1 | 措置を講じた部局 | 西宮市立中央病院 |
| 2 | 監査結果報告名 | 定期監査結果報告（中央病院） |
| 3 | 監査結果提出日 | 令和 3 年 6 月 11 日報告監第 4 号 |
| 4 | 措置状況 | 別紙のとおり |

定期監査報告書に基づき講じた措置
(令和3年6月11日付報告監第4号)

(指摘事項)

監査報告書 P22

1 収入事務

収入事務について、関係書類を抽出して調査したところ、来院者及び職員用駐車場の料金を定める西宮市立中央病院自動車駐車場管理要綱別表の駐車料金の額が元年10月1日付で改定されたにもかかわらず、市ホームページで公開中の要綱集が更新されていなかった。

(講じた措置)

収入事務について、市ホームページで公開中の要綱集の更新を実施し、改善を図りました。

(指摘事項)

監査報告書 P22

2 支出事務

支出事務について、関係書類を抽出して調査したところ、西宮市病院事業経営審議会委員に対して駐車料金を免除する際に、駐車場管理要綱の規定により必要とされる減免申請書の提出を求めていることが発見された。

(講じた措置)

西宮市病院事業経営審議会委員に対する駐車料金の免除に際しては、駐車場管理要綱の規定に基づき減免申請書の提出を求める運用を徹底しました。

(指摘事項)

監査報告書 P22

3 財産管理事務

財産管理事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事案が発見された。

(1) 備品の管理が適正でないもの

廃棄した備品で備品管理システムの抹消手続きがもれているものがあつた。また、現に使用している備品で備品台帳に記載もれのものや備品シールの貼付もれのものがあつた。

(講じた措置)

適宜現有調査を行い、廃棄手続き漏れがないかを確認するとともに、備品シールが剥がれていないかなど状況を確認し、管理徹底に努めます。

3 財産管理事務

財産管理事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事案が発見された。

(2) 例規集の規程が変更されていないもの

職員用駐車場に係る行政財産目的外使用許可について、2年4月1日付で西宮市立中央病院処務規程を改定して専決区分を変更したにもかかわらず、市ホームページで公開中の例規集が更新されていなかった。

(講じた措置)

財産管理事務について、市ホームページで公開中の例規集を更新し、改善を図りました。

4 服 務 事 務

服務事務について、関係書類を抽出して調査したところ、正規職員及び会計年度任用職員の時間外勤務命令簿等で、計算誤りや記入誤りについて鉛筆書きでの修正や修正液を使用している事案が発見された。

(講じた措置)

規程上の誤りや計算誤りなど間違いが明らかな部分に関しては、人事給与課で修正しているものがありました。

また、所属で修正のうえ提出されたものもありましたが、訂正印の押印を徹底するよう指導し、改善を図りました。

5 委 託 業 務 等

(1) 委託業務

監査の対象とした委託業務から10件を抽出して調査したところ、中央病院医療情報システム保守点検業務において、仕様書で定めている従事者出退報告記録や教育資料等の提出を求めたが、これらの書類が存在しなかった。従事者の配置がなかったためとのことであるが、従事者の有無は、システム保守点検事務の有効性や契約金額の妥当性に影響する可能性があるため、業務内容を精査し、改めて仕様書の確認を行い、適正な事務処理に努められたい。

(講じた措置)

令和3年度も従事者の配置がないため、従事者出退報告記録や教育資料等の提出を求める文言は、仕様書から削除し契約締結を行いました。

5 委託業務等

(2) 請負工事

監査の対象とした請負工事1件を調査したところ、契約書と仕様書の文言で「契約不適合責任」と記載すべきところ、民法改正前の「瑕疵担保」と記載しているものが発見された。

(3) 修繕業務

監査の対象とした修繕業務から1件を抽出して調査したところ、契約書で「(2) 請負工事」において指摘したものと同様の誤りが発見された。

(講じた措置)

(2) 請負工事契約について、契約書の文言を「瑕疵担保」から「契約不適合責任」に修正し、改善を図りました。

(3) 修繕業務契約について、契約書の文言を「瑕疵担保」から「契約不適合責任」に修正し、改善を図りました。

(要改善事項)

日々の事務執行にあたって、法令、条例等の根拠を確認するとともに、正確を期すべき業務については、ダブルチェックを怠らないように留意する必要がある。さらに、職場におけるコミュニケーションの活性化を図り、連携や引継ぎ、確認を円滑に行うことにより、事務を適正に執行するとともに、不祥事を防止できるような体制づくりに努められたい。

(講じた措置)

日々の事務執行をする上では随時、根拠となる法令・条例等を確認するとともに、複数人での確認を行うよう努めてまいります。また、コミュニケーションの活性化を図り、組織の連携を円滑に行うことで、事務の適正な執行に努めてまいります。

(要改善事項)

以下の内容については、早急の措置を講じるように求める。

1 例規集等に係るホームページの更新もれ

要綱、規程の改正が行われたものの、ホームページ上の例規集等の更新が遅れている事例があった。早急に更新する必要がある。

(講じた措置)

例規集等に係るホームページの更新もれについては、該当の箇所を更新し、改善を図りました。

1 県立西宮病院との統合に向けた準備

中央病院の現在の医療水準を維持するという前提で、県立西宮病院との統合を見据えた運営管理が求められる。たとえば、機材や薬剤の発注量や在庫の管理、そして、病院備品や構築物等の適正な管理と修繕などは、より合理的な措置を講じることが期待される。

今後、整理すべき課題は多いと思われるが、現在中央病院に勤務する職員が安心して統合の日を迎えられるよう、早期に課題の整理を行い、情報共有することが期待される。

(講じた措置)

統合新病院の開院は2025年度内を目指していますが、できるだけ現病院に対する投資を抑えられるよう、医療経営コンサルタントの支援によって両病院の現有機器を調査し、現病院で買い替えが必要なもの・新病院へ移設可能なものをリストアップしたうえで各部門の要望をヒアリングするなど、効率的な投資となるよう取り組んでいます。

職員への情報共有につきまして、特に新病院の基本設計や機器・システム等の導入に関しましては、両病院の部門責任者が集まるワーキンググループで協議した内容を、経営層から成る会議体に諮り、一定の方針が出た時点で職員向け説明会を行っています。

それ以外の様々な課題につきましても、県市で協議を進めながら、職員へ定期的に説明会を行っていく考えです。

2 職員の健康管理

新型コロナウイルス感染症対応業務により、長時間の時間外勤務を行う職員が見られるので、医療従事者を始めとして職員の健康管理には十分留意されたい。

(講じた措置)

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症への対応のために、新たに取り組むべき課題が多く発生したことから、特に事務局の職員で長時間の時間外勤務が見られました。

医療従事者においても、長時間の勤務は職員の健康だけでなく、医療の安全にも影響する恐れがあることから、引き続き職員の時間外勤務の縮減に努めてまいります。